

納税者の理解が得られる私立高校授業料無償化を求める意見書

自民・公明・日本維新の会の3党合意に基づく私立高校等の授業料無償化について、無条件に全ての外国人を対象としないよう強く求める。

3党合意では、高等学校等就学支援金に関して、令和7年度から収入要件を撤廃するとともに、令和8年度には、支給上限額を大幅に引き上げる本格実施に向けて、支援対象者の範囲の考え方についても、十分な検討を行うこととされている。

外国人については、現行制度でも既に、私立高校等をはじめ国内の外国人学校やインターナショナルスクールに通う外国人も要件を満たせば、高等学校等就学支援金制度の下、公費による支援を受けているが、無償化とは国民による税負担化にはほかならないのであり、その実施には、納税者である国民の理解と共感が前提でなければならない。

外国人について今後、所得制限を撤廃し、かつ、支援額も増額して、無条件に無償化の対象にすることは、納税のない外国人にも、日本国民の血税により無償で教育を提供することになりかねない。

国として、日本人の子供が海外の私立学校に通う費用の支援は限定的であるにもかかわらず、外国人の高校生は日本に来れば無償で教育を受けられるという制度設計は、到底、負担を引き受ける納税者の理解が得られないものと考えられる。

よって、国におかれては、次の事項につき実現されるよう強く求める。

- 1 今後、私立高等学校等授業料無償化の詳細な制度設計に当たっては、現行の高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正も含めて慎重に検討し、無条件に全ての外国人を授業料無償化の対象としないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
文 部 科 学 大 臣 } 様